平成２４年（フ）第８２４２号
東京都多摩市和田1261―９―511
債務者　小嶋　啓太
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２４３号
神奈川県相模原市中央区中央１丁目13―20
第一サンハイツホソノ102
債務者　中川　涼子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２４４号
東京都東久留米市野火止２丁目19―２―204
債務者　臼井　芳美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２４５号
東京都品川区小山４丁目13―３
債務者　市川　嘉胤
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６１号
東京都八王子市横川町580―11
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６８号
東京都江東区南砂５丁目22―５―303
債務者　島田　裕佳
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２７１号
東京都杉並区高井戸西１丁目５―37―305
債務者　藤田　剛仁
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２７５号
東京都東村山市本町１丁目３―12―102
債務者　坂田　珠恵
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２７７号
東京都練馬区南田中５丁目25―22―206
債務者　齋藤　節子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２８３号
神奈川県川崎市麻生区高石５丁目13―13
債務者　峰村　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３４号
愛知県岩倉市曽野町宮前43番地コーポラスＫⅡ棟102号
破産者　西本　博亮
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６４０号
北海道江別市元江別本町37番地の52
破産者　神　　崇
1　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午前11時
平成24年７月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７号
長野県木曽郡木曽町福島6235番地２
破産者　島津　和久
1　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
2　一般調査期日　平成24年10月９日午後４時30分
平成24年７月９日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８５２９号
大阪府四條畷市二丁通町29―23、住民票上の住所大阪府寝屋川市下木田町11番20号
破産者　太田　耕司
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月10日午後３時30分
平成24年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９９号
大阪府枚方市西船橋２丁目47番11号
破産者　株式会社プランナー
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後３時30分
平成24年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０６号
北九州市小倉北区上到津４丁目９番20―1001号
破産者　川口富佐恵
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月12日午前11時
平成24年７月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８０２号
大阪市東住吉区湯里４丁目11番３号　クレアメゾン303号、前住所大阪府和泉市唐国町３丁目５番62号
破産者　川原　徳明
1　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後３時30分
平成24年７月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市桜町２丁目２番９号、前住所さいたま市南区大字太田窪2024番地２
破産者　横川　伸一
1　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
2　一般調査期日　平成24年10月15日午前10時45分
平成24年７月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係